

会

議

午前10時 0分開会

議長（森 温繁君） おはようございます。

開会前ではございますが、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

番外。

市長（石井直樹君） おはようございます。

早速でございますが、今定例会の説明員のうち、土屋総務課長が交通事故により入院中のため、議案ごとに平山総務課長補佐、土屋総務課長補佐、鈴木財政係長、また、補助整備及び中山間地域等直接支払事業にかかわる会計検査が実施されるため、本日の本会議 には金崎農林水産課長にかわり進士農林水産課長補佐をそれぞれ代理出席させていただきますので、ご了承いただきたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（森 温繁君） ただいまの出席議員は定足数に達してあります。よって、平成 18年3月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 会期の決定

議長（森 温繁君） 日程により、会期の決定を課題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より 24日までの 18日間といたしたいと思ひます。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は 18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願ひます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（森 温繁君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 76 条の規定により、議長において、7 番、中村 明君と、8 番、増田 清君の両名を指名いたします。

#### 諸般の報告

議長（森 温繁君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

2 月 16 日、広域行政圏市議会協議会第 3 回総会が東京都で開催され、私が出席いたしました。この総会では、平成 16 年度決算及び平成 18 年度運動方針（案）並びに平成 18 年度予算（案）が審議され、原案のとおり承認されました。

次に、2 月 15 日、平成 17 年度「伊豆の木と森と観光について」のシンポジウムが河津町で開催され、私と副議長が出席いたしました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

2 月 21 日、茨城県北茨城市議員 5 名が、第 3 次下田市総合計画についてを視察されました。

次は、監査委員より、平成 17 年 12 月の出納検査結果報告書 1 件及び定期監査結果報告書 3 件並びに平成 17 年度財政援助団体に係る監査結果報告書 2 件の送付がありましたので、その写しを配付してありますので、ご覧ください。

また、昨日までに受理いたしました陳情書 3 件の写しも配付してありますので、ご覧ください。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

事務局係長（土屋範夫君） 朗読いたします。

下総庶第 4 号。平成 18 年 3 月 7 日。

下田市議会議長 森 温繁様。静岡県下田市長 石井直樹。

平成 18 年 3 月下田市議会定例会議案の送付について。

平成 18 年 3 月 7 日招集の平成 18 年 3 月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第 3 号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について、議第 4 号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について、議第 5 号 静岡州市町村職員退職手当組規約の変更と組合を組織する地方公共団体の数の増加について、議第 6

号 伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約について、議第 7号 指定金融機関の指定の一部変更について、議第 8号 平成 17年度下田市一般会計補正予算(第 9号)、議第 9号 平成 17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4号)、議第 10号 平成 17年度下田市老人保健特別会計補正予算(第 2号)、議第 11号 平成 17年度下田市介護保険特別会計補正予算(第 5号)、議第 12号 平成 17年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第 4号)、議第 13号 平成 17年度下田市水道事業会計補正予算(第 4号)、議第 14号 市道の路線変更について、議第 15号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第 16号 下田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第 17号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 18号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第 19号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 20号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議第 21号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議第 22号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議第 23号 下田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、議第 24号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の制定について、議第 25号 下田駅前広場整備事業基金条例の制定について、議第 26号 下田市国民保護対策本部及び下田市緊急処理事態対策本部条例の制定について、議第 27号 下田市国民保護協議会条例の制定について、議第 28号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 29号 賀茂地区障害認定審査会共同設置について、議第 30号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 31号 平成 18年度下田市一般会計予算、議第 32号 平成 18年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第 33号 平成 18年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第 34号 平成 18年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第 35号 平成 18年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第 36号 平成 18年度下田市老人保健特別会計予算、議第 37号 平成 18年度下田市介護保険特別会計予算、議第 38号 平成 18年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第 39号 平成 18年度下田市下水道事業特別会計予算、議第 40号 平成 18年度下田市水道事業会計予算。

下総庶第 45号。平成 18年 3月 7日。

下田市議会議長 森 温繁様。静岡県下田市長 石井直樹。

平成 18年 3月下田市議会定例会説明員について。

平成 18年 3月 7日招集の平成 18年 3月下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

記。市長 石井直樹、助役 渡辺 優、教育長 高橋正史、市長公室長 出野正徳、総務課課長補佐兼行財政改革推進業務担当主幹 平山廣次（3月7日、15日については総務課財政係長 鈴木俊一、3月14日については総務課課長補佐兼交通防災係長 土屋嘉芽雄）、市民課長 河井文博、税務課長 高橋久和、出納室長 村嶋 基、監査委員事務局長 木村弓一郎、建設課長 宮本邦夫、下水道課長 長友重一、水道課長 磯崎正敏、観光商工課長 藤井恵司、農林水産課長 金崎洋一（3月7日については農林水産課課長補佐兼水産係長 進士為雄）、健康福祉課長 糸賀秀穂、環境対策課長 鈴木布喜美、教育委員会学校教育課長 森 廣幸、教育委員会生涯学習課長 土屋和夫。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 以上で諸般の報告を終わります。

#### 議第3号～議第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第3号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について、議第4号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について、議第5号 静岡県市町村職員退職手当組合規約の変更と組合を組織する地方公共団体の数の増加について、以上3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

市長公室長（出野正徳君） では、議第3号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について、議第4号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について及び議第5号 静岡県市町村職員退職手当組合規約の変更と組合を組織する地方公共団体の数の増加について、一括にてご説明をいたします。

提案理由でございますが、それぞれ議第3号、議第4号、それに議第5号は関連いたしますので、あわせて提案理由のご説明を申し上げます。

静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合は、構成団体の非常勤職員にかかわる公務災害の認定及び給付事務を共同処理することを目的に設立されました地方自治法 284条第1項に規定にする一部事務組合でございます。

本組合は、昭和 44年 4月設立以来、組合構成市町村等の効率的な行財政運営に一定の成果

を上げてきたところでございます。しかしながら、市町村合併が進展する今日、構成市町が共通しているにもかかわらず、一定の地域内で事務ごとに2つの一部事務組合が設置されており、行政改革の観点から、効率化や組合議会の整理、また事務局体制の強化などが課題となっており、一部事務組合の整理・統合の必要が生じています。

したがって、一定の地域内において2つの一部事務組合となっている静岡州市町村職員退職手当組合と本組合の統合を図り、総合組合の総合的かつ効率的な運営と構成市町村行財政の合理化に資するため、本組合を解散し、その事務及び財産を静岡州市町村職員退職手当組合の規約変更後の静岡州市町総合事務組合に承継をするものでございます。

まず、議第3号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散についてご説明を申し上げます。

地方自治法 288条の規定により、平成 18年 3月 31日をもって静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合を解散をするものとする。

引き続きまして、議第4号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分についてご説明を申し上げます。

地方自治法 289条の規定により、静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分を、次のとおり関係地方公共団体と協議の上定めるものとする。

財産処分に関する協議書。

地方自治法第 289条の規定により、静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分を次のとおり定める。

静岡州市町総合事務組合に所属せしめる 財産は、財政調整積立金と平成 17年度決算剰余金でございます。財産に関する調書でございますが、財政調整積立金総額 4億 9,645万円は、中央三井信託銀行静岡支店に定期預金として預けてございます。

引き続きまして、議第5号 静岡州市町村職員退職手当組合規約の変更と組合を組織する地方公共団体の数の増加についてご説明申し上げます。

地方自治法 286条第1項の規定によりまして、平成 18年 4月 1日をもって静岡州市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更し、あわせて同組合に西豆衛生プラント組合、箱根山殖産林組合、箱根山禁伐林組合、静岡県芦ノ湖水利組合、富士宮市芝川町用水組合、太田川原野谷川治水水防組合、袋井市森町広域行政組合、浅羽地域湛水防除施設組合が加入するものでございます。

恐れ入りますが、条例関係等説明資料 1 ページ、静岡州市町村職員退職手当組合及び静岡

県市町村非常勤職員公務災害補償組合の統合の基本方針をご覧いただきたいと思ひます。

統合の目的でございますが、先ほど提案理由のところその目的を述べさせていただきましたので、ここでは省略させていただきます。

統合する一部事務組合は、静岡県市町村職員退職手当組合と静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合です。

統合する一部組合の概要でございますが、静岡県市町村職員退職手当組合は昭和 37年 11月 1日に設立されまして、構成団体は3市 5町 4組合です。共同する事務は構成団体の常勤職員の退職手当に係る事務でございます。

静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合は昭和 44年 4月 1日に設立されまして、構成団体は3市 5町 5組合で、構成団体の非常勤職員の公務災害補償事務を共同処理しています。

組合の統合の方法は、静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を解散し、静岡県市町村職員退職手当組合の規約変更、名称変更、構成団体の増加、共同処理事務の追加等をし、解散する補償組合の事務を承継し、統合をいたします。

統合後の名称は、「静岡県市町総合事務組合」といたします。

組合統合の時期でございますが、平成 18年 4月 1日とする。なお、静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合は、平成 18年 3月 31日をもって解散します。

総合事務組合は地方自治法に基づく一部事務組合であり、組合の統合は同法 285条に基づく複合的一部事務組合でございます。

共同する事務は常勤職員に対する退職手当の支給に関すること。

地方公務員災害補償法第 69条に規定する議会議員その他非常勤職員に対する公務災害に関すること。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第 2条の規定に基づく非常勤の学校医、学校歯科医、学校薬剤師に対する公務災害に関すること。

組合の事務所は静岡県南町 14番 25号のエスパティオの5階に置きます。

では本文の5ページに戻っていただきまして、静岡県市町村職員退職手当組合規約の全部を変更する規約についてご説明いたします。

題名は「静岡県市町総合事務組合規約」といたします。

まず第1条から第4条は、総則としてそれぞれ組合の名称、組合を組織する地方公共団体、組合の事務所の位置等を規定しています。特に第3条はこの規約の一番重要事項でありまして、組合の処理する事務をそこで掲げてございます。

第5条から第9条は第2章として、組合議会に関する規定を定めております。議員の定数、選挙の方法、任期、報酬、議会の組織等の規定でございます。

第10条、第11条、第12条は第3章として、執行機関の規定でございます。組合の組織、監査委員についてそれぞれ規定をしております。

第13条から第16条までは第4章として、組合の経費と支弁方法について規定をしております。

第17条及び第18条は第5章として、市町及び一部事務組合の加入、脱退及び財産処分についての規定でございます。

附則でございますが、この規約は平成18年4月1日から施行します。

附則第2項として、静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合の事務及び財産は、改正後の静岡県市町村総合事務組合に承継します。

以上でございます。

大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（森 温繁君） 議第3号から議第5号までの当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております3件について一括質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） この非常勤の公務災害補償組合の解散ということでございますが、まず下田市は、議会議員ほかその他の非常勤の公務災害についての事務を共同処理しているということでございますが、この数十年間、恐らく公務災害の補償を受けたのはわずかしかならないのではないのかというふうに思うのでございます。ほとんどの市においてはこの公務災害補償組合に加わらずに、独自の形でおやりになっているのではないのかというふうに思います。そこで、年間の給付は私の記憶している限り、この数十年間で数件しかなかったと。負担金は年間それなりに毎年、数十年にわたって負担し続けてきたという、こういうギャップがあると思いますが、公務補償組合の負担の状況、あるいは非常勤の公務補償の状況から見て、この際、下田市は脱退した方がいいのではないのかというふうに思うわけですが、その点が1つと、もう一つは、年間のいわゆる給付はほとんど受けていないわけですが、年間どのくらいの、新たな合併して、もとの市町村職員の退手組合に新たな負担としてどの程度増えるのか、この点を教えていただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） ただいま公務災害補償組合の解散はいかなものかという質問

でございますが、確かに今、非常勤公務災害にかかって補償を受けていますのは現在1人おります。井出忠一さんが現在支給を受けておられます。

公務災害の掛け金でございますが、平成18年度の予算、これから審議になりますが、714名それぞれ非常勤職員がございます。大体53万5,000円ぐらい毎月掛けておるわけです。この公務災害補償組合の仕組みでございますが、掛けた額については、当然基金の方へ積んでいくわけでございますが、決算等で不用額が出た場合は積立金条例というのが、公務災害の組合の方に積み立ての基金の条例がございます。その条例の中で、不用額については基金へ積み立てるというふうになっております。それぞれの構成団体へ返還はしないと。返還しないでそれぞれ基金の方へ積み立てるということになっております。

平成16年度の組合の方の決算を見ても、大体それぞれの構成団体の負担金が約2,534万2,000円ほどございます。それに給付金ですが、平成16年度の公務災害の発件数は14件で、公務災害が12件、通勤災害が2件ということで、給付金が約928万円ほどでございます。その差額が約1,600万円ほどございまして、給付率は負担金の割合を割りかえしますと約36%の給付率になるわけでございますが、確かに非常に公務災害に係る人は少ないわけでございますが、1つは、保険というのはいつどんなときにどういうことが起こるかわかりませんので、とりあえず今回については、下田市については今現在もらっているのは1人でございますが、先行き、非常にどのような格好になるかわかりませんので、とりあえず下田市単独で持っているよりは、今まで長い間公務災害の組合の方で持っていましたので、それが一番安定した補償ができるのではないかとということで、脱退等については今のところ考えてはございません。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 当局の説明のとおり、非常勤職員の公務災害の補償については長年にわたって嘗々として負担金を出し続けた、しかし下田市で補償を受けたという事例は極めて少ないと、この数十年でわずか1件か2件だと思います。だとすると、嘗々として納めたものは、今の説明のとおり積立金に回っているという状況は明らかだと思います。加えて、近隣の伊東市であるとかあるいは熱海市あるいは三島、沼津、御殿場等、ほとんどの市はこれに加わらず、事例が起きた時点で法律に基づいて補償しているという、こういう実態にあるわけです。

したがって、今回下田市も単純にここで合併になったから、今までやったからまた引き継

ぐということではなくて、他市の状況からしますと、よほど他市の状況はそのときに対応した状況でやっているのではないのか、それで十分対応できるということだと思いますが、むしろこの際検討した方が、私としては有利ではなからうかと思うわけですが、市の場合には、他市の状況というのはどういうことになっているのか、その点おわかりでしたら教えていただきたいと思います。

もう一つは、一番公務災害の起きやすいというのは、やはりこの先災害等の出勤によってあれる非常勤消防団員等ではなからうかと思うんです。非常勤等の消防団員については、公務災害の補償とは別なルートでの補償ではないかと思います。その点、もう1回確認させていただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 他市の公務災害の状況ですが、データについては他市の公務災害の実態については調査してございませんので、資料は出せません。消防団については特別に消防団の基金がございますので、別枠で基金がございますので、そちらに消防団の方は掛けてございます。今回のこの非常勤については、議員の皆様方とそれぞれ行政委員会の委員、また附属機関の委員のそれぞれ非常勤特別職に対する補償でございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 今、小林議員から質問があったように、単独で行うあるいは今入っている形でいく方がいい、特質について検討したことがあるか、その内容について明らかにしていただきたいということで、合併によるそれぞれの団体が少なくなる、あるいは構成員が少なくなるということによって、この問題を、2つの補償組合を合併して効率化していこうということだろうと思うんですが、そうなりますと今後どのように合併によって少なくなるのか、あるいは合併しなくてもそれぞれ行革というような形で、対象者の数が少なくなっていくということが予想されると思うわけです。それがどのような推定をしているかということと、それに伴って、当然掛金の単価を引き上げるというような措置が出てくるのではないかという具合に予想をするわけですが、この合併によってどこの部分がどのように効率化されて、今後何年間か掛金の引き上げ等がなくて済むような形になるのかならないのか、そこら辺の判断をどうされているかお尋ねをしたいと思います。

それから、財産処分に関する協議書でございますが、積立金にかかわる4億 9,645万円以

外の財産というのではないのか、合併に伴ってそこら辺はどのように整理をされるのか、重ねてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 合併することによって今後の負担金の状況、それぞれの人数の推移でございますが、とりあえずこの公務災害のことについては、平成 15年度から 1,000分の 0.36から 1,000分の 0.32に引き下げられた経過がございます。推移は出してございませんが、給付率によっては、当然負担割合というのは変更が出てくるのではないかと思います。確かに何年後にはこういう人数になる、こういう給付率に予想されるからこのようになるんだというデータはここにはございませんが、またそれらについては公務災害の補償組合の方へ聞きまして、あれば後ほど沢登議員の方へお見せしたいと思います。

財産でございますが、公務災害補償組合の入っている組合は、県の町村会の事務所の中を間借りして入っておりますので、現金以外はほとんど机、建物についてはこの組合は補充してございません。財産は現金だけでございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 1 番。

1 番（沢登英信君） そうしますと、この合併によって効率化されるという部分は組合の職員が何人か減るといような、そのところにかかわるものだけなんでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 当然、統合しますから、今まで組合議員、それぞれ職員、今現在この組合には職員が 2 名ございます。経費で約 1,500万円ぐらいこの職員に支出がございまして、今度退手組合の方でその職員には支給される予定だそうですので、その職員 2 人分については当然減額ということはございませんが、事務の行政の効率化ということで、それぞれ共通する事務についてはそういうのがなくなりますから、その分やはり経費は安くなるということはございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております3件については、委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず議第3号を討論に付します。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第3号 静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第4号を討論に付します。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第4号 静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第5号を討論に付します。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第5号 静岡州市町村職員退職手当組合理約の変更と組合を組織する地方公共団体の数の増加については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第6号 伊豆つくし学園組合理約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） それでは議第6号 伊豆つくし学園組合理約の一部を変更する規約につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の10ページ、11ページをお開き願います。

まず10ページですが、議第6号 伊豆つくし学園組合理約の一部を変更する規約について、伊豆つくし学園組合理約の一部を、別紙11ページでございますが、その内容のとおり変更するというものでございます。

提案理由は、地方自治法第286条第1項の規定に基づき協議するためでございます。

地方自治法第286条第1項は、一部事務組合の規約の変更等を規定しているもので、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、県知事の許可を受けなければならないというものでございます。

規約変更の理由ですが、昨年11月7日に障害者自立支援法が公布されましたが、精神通院医療・更生医療・育成医療が自立支援医療として一本化されまして、本年4月1日から、また障害種別に関係なく総合的に共通したサービスを受けられる新サービス体系への移行が、本年10月1日から施行されます。これに伴いまして、現在の伊豆つくし学園組合理約の一部を変更する必要があり、地方自治法第286条第1項に基づき構成団体と協議するため、同法第290条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

それでは改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料により説明させていただきます。恐れ入りますが説明資料の3ページ、4ページをお開き願います。

3 ページは変更前、4 ページは変更後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回変更させていただきます。

変更内容ですが、まず左のページをご覧くださいまして、アンダーラインを引いてあるところでございますが、第3条中「第6条の2第7項の規定による児童居宅介護等事業、同条第9項の規定による児童短期入所事業、同法」を削り、次の行に「及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第4条第7項の規定による知的障害者居宅介護等事業、同条第9項の規定による知的障害者短期入所事業、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第6項の規定による身体障害者等居宅介護事業」とありますのを、右側のページ、アンダーラインのとおり「、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第2項の規定による居宅介護の実施、同条第8項の規定による短期入所の実施及び障害児（者）地域療育支援センター事業の実施」に改めるというものでございます。

なお、この障害児地域療育支援センターにつきましては、つくし学園の機能とかノウハウを活用しまして、現「すまいる」という名称により、総合相談事業や体験入所、ボランティア塾、ショートステイ、デイサービス事業などを行うものでございます。

それでは、議案件名簿の1ページに戻っていただきまして、附則でございますが、施行期日について、この規約は、平成18年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第6号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 今回の改正が、昨年の国会で通った障害者自立支援法に基づく、それを根拠にして改正をするという説明でございました。1点だけお伺いしたいと思います。今回の改正に伴って、ショートステイあるいは在宅支援等々において、これまでよりも障害者の費用負担あるいは障害者のそういうサービスを受ける権利が制限されることになるのかどうか、要するに、今回の改正によって障害者が今までどおりの本当の条件でもってやれるのか、それとも新たな負担を伴ったり条件が課されるのかどうか、この点だけ教えてくださいたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） このたびの障害者自立支援法の成立、この障害者自立支援法

というのは、これまで知的障害者とかあるいは身体障害、精神障害の方々に対する福祉サービスにつきましては、それぞれ個別法で対応してきたところでございます。これを福祉サービスを一元化するということに大きな目的があるわけございまして、例えばこれまで精神障害者の方につきましては精神障害者の施設しかご利用できなかったと、知的障害者の方については知的障害者の施設しかご利用できなかったところがございます。それが、この法律が制定されましたことによりまして、この3障害が分け隔てなく障害種別に関係なく、どこでも施設を利用できるという、そういう形になるわけでございます。

さらに、法律の制定によりまして自己負担の考え方が導入されてまいります。これは、利用した場合には介護保険と同じように1割を負担していただく形になりますけれども、この負担につきましても所得に応じて、低所得者に十分配慮した内容になっておりまして、負担の上限額というものが定められております。ですから、この法律ができたことによりまして、これまでの仕組みよりさらに1歩進んだ形での仕組みが展開できるというふうに考えております。

サービスの受け方につきましても、利用しやすくなるというメリット、それから費用負担の関係につきましても、相当程度配慮されているという観点から、この法律の趣旨を今後さらに認識しながら障害者施策を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） どうも何か美化したような形で、実態的な議論からちょっと外れてますが、私はこの障害者が、これまでほとんど無料に近い形でいろんなサービスを受けられていたんじゃないかと思うんです。そういう実態から今後、障害者から1割の自己負担をとるんだと、この先この次は2割になるんだと、この次は3割になるんだと、こういうことが見えているわけです。これがいわゆる小泉改革の一つの実態だと思うんですよ。弱者に対するそういうしわ寄せを進めているというのが、今回こういう形をつくし学園の条例改正というのにつながっているのではないのかと私は思うわけです。

そこで、国の法律の制定によって自動的に変えなければならんという末端市町村の悲しい実態があるわけなんです、いずれにしても、障害者にとって1割の負担というものが原則的に加わるというのは大変な問題だと思うんですよ。例えば障害者についての年金等、あるのかどうなのかよくわかりませんが、大体年間七、八十万、特別に重い人たちについてはそういう支給もあるというふうなこともあると思いますが、しかしそれは生活その他いろんな

ものが含んでいると思うんです。

ただ、そこで障害者の自立支援法に伴って障害者の負担が新たに増大するというので、ほとんどの自治体では、その障害者に対する負担の軽減を図るための施策を実行しているのではないのかというふうに私は思うわけですが、もう一度課長さん、今回のつくし学園に伴うこの改正によって、ショートステイと在宅支援等 において障害者の負担の増大につながるかどうか、率直にお伺いしたいと思います。

それともう一つは、障害者の負担増を何とかするような他の自治体の対策等をもし聞いておりましたら、それを教えていただきたいと。さらに本市としては、障害者の自立支援を援助するためにも、障害者の自己負担をできる限り少なくするような方向での施策というのは検討されていないのかどうなのか、この点をお伺いしたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） この法律によりまして、先ほども申し上げましたけれども、基本的にはご利用者は利用した内容によりまして1割の負担をしていただくというものでございます。これは、障害者も自ら制度を支える一員になっていただきたいという理念のもとに、こういう仕組みに変えたものでございます。その費用につきましては、要するにみんなで支え合っていきましょうというところが大きなところでございます。

それで、例えばつくし学園を利用している方につきましては負担の軽減策でございますけれども、つくし学園の運営は一部事務組合という形でやっております。施設をご利用する方の負担の軽減につきましては、社会福祉法人 が運営している施設につきましては、社会福祉法人に対する減免措置がございます。ただ、つくし学園は社会福祉法人ではございませんので、そういった減免措置は受けられません。

市の利用者に対する独自の軽減策でございますけれども、現在の下田市の財政事情にかんがみまして、なかなか思うような対応がとれないというのが実態でございます。ですから、通常の制度の中で対応していかざるを得ないというふうに考えております。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） そういう踏み込んだ議論になったものですから聞きますが、下田市における、今後、健康福祉課という課が福祉事務所と健康増進課という2つの課に分かれるわけなのでございますが、障害者の人たちがいずれにしても自立というふうなこと、要するに障害者の自立ということを標榜しながら、実態は障害者がなかなかサービスを受けにくくなるようなことにつながるのではないのかなと、今こういう危惧を持つものでございますが、

下田市における障害者の支援のサービスを受けられるような事業所というのは、つくし学園のほかに幾つかございますでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 障害者に対する施設でございますが、現在つくし学園、それから社会福祉法人の覆育会、すぎのこ作業所がございます。これは基本的には知的障害者の施設でございます。それから南伊豆の差田に精神障害者の方の通所作業所がございまして、これに対しましては設立の原資、それから現在運営費につきまして下田市で負担しているものでございます。

つくし学園につきましては、ご承知のように、現在将来の方向性につきまして検討、協議を進めているところでございます。これが計画どおりに実施されてまいりますと、現在の居住型の施設に加えまして、通所サービスが提供できるような施設と、それから比較的状态の軽い方につきましてはケアホームといいまして、また違った形での近隣住民との地域に密着したような形での生活の場を提供するという、そういうことも考えております。ですから、これからの施策の方向性によりまして障害者福祉、少しずつではございますけれども、前進していくものというふうに確信しております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第6号 伊豆つくし学園組合理約の一部を変更する規約については原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第7号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第7号 指定金融機関の指定の一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

出納室長（村嶋 基君） では、議第7号 指定金融機関の指定の一部変更についてご説明いたします。

議案件名簿 12ページをお願いいたします。

提案理由としましては、指定金融機関の指定の機関を変更し、平成 18年6月30日まで指定金融機関として指定いたすものでございます。

内容としましては、平成 16年6月4日、議第32号で議決されました指定金融機関の指定についての一部を変更するため、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回変更いたしますのは2、指定の機関でございまして、平成 16年7月1日から平成 18年3月31日までを、平成 16年7月1日から平成 18年6月30日までに改めるものでございます。このことによりまして、現在下田市指定機関でありますスルガ銀行株式会社の指定金融機関としての指定期間を3カ月間の延長を行うものでございます。

理由等につきましては、条例関係等説明資料で行いたいと思いますので、条例関係等説明資料の5ページ、6ページをお願いいたします。

5ページは改正前で、上段には平成 16年6月4日議第32号で議決された内容、下段には歴代の指定金融機関の状況等示してあります。

6ページは改正後で、今回の議案の内容等を提示しております。下線部分が変更の箇所となっております。また、改正前の指定金融機関の名称は株式会社駿河銀行となっておりますが、平成 16年10月1日付でスルガ銀行株式会社、これは片仮名のスルガでございしますが、の商号変更がなされております。これについては議決してございませんので、平成 16年10月1

日付で告示で知らせております。

まず指定機関の延長の理由といたしましては、下段に状況調書がありますように、以前から通常2年間、24月の指定機関としてまいりましたが、平成16年6月の指定時期におきまして、諸般の事情によりまして平成18年3月31日までの2カ月間の指定といたしましたものでございます。

今回からは通常のお考え方に戻しまして、24月、2年間の指定金融機関とするのが適切と考えられます。また、3月末日ではなく6月末日まで指定期間を延ばすということでございませうけれども、これにつきましては皆さんご承知のとおり、5月31日まで出納整理期間ということがございます。4月、5月につきましては前年度の出納の多くが集中いたします。この出納整理期間中におきまして、指定金融機関がそのまま続くということにつきましては、出納事務がそこにそごを起さないと、便利であるということで、今回3カ月間の延長をお願いするものでございます。

雑駁ではございましたが、議第7号 指定金融機関の指定の一部変更についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第7号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時 6分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第8号～議第13号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第8号 平成17年度下田市一般会計補正予算（第9号）、議第9号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第10号 平成17年度下田市老人保健特別会計補正予算（第2号）、議第11号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算（第5号）、議第12号 平成17年度下田市下水道事業特別

会計補正予算（第4号）、議第13号 平成17年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）、以上6件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

助役（渡辺 優君） それでは、議第8号から議第12号までの各種会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書及び説明資料をお手元にご用意をお願いいたします。

初めに、各種会計補正予算の事由でございますが、平成17年度会計は年度末を迎えまして、大部分の事務事業が終了したことに伴い、これらの経費の精算並びに特殊事情によります事務事業費の必要経費を予算計上させていただくものでございます。

最初に、議第8号 平成17年度下田市一般会計補正予算（第9号）でございますが、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,503万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 88億7,121万2,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、後ほど説明資料によりまして説明をさせていただきます。

次に、第2条の繰越明許費でございますが、7ページをお開きください。

第2表繰越明許費ですが、5款農林水産業費2項県営ほ場整備事業におきまして、事業名換地計画事業のうち10万5,000円を、換地処分登記が年度内に完了する見込みがないため繰り越すものでございます。

次に、第3条の債務負担行為の補正でございますが、8ページをお開きいただきたいと思います。

第3表1の債務負担行為補正、これは追加でございますが、事項、収納窓口業務手数料は、指定金融機関が収納窓口において公金事務を取り扱う職員を派遣する旨の契約を平成17年度において締結し、期間は平成17年度より平成18年度まで、事業予定額26万3,000円の範囲内で平成18年度において支払うものでございます。

9ページの第3表2債務負担行為補正、これは変更でございますが、事項、新電算用クライアントサーバーシステム機器リース料は、当初の事業予定額 5,530万6,000円を4,321万円に変更するもので、入札執行による契約金額との精算でありまして、これに伴い、平成17年

度予算計上額 553万 1,000円を 183万 1,000円に、平成 18年度以降に支払う金額 4,977万 5,000円を 4,137万 9,000円に変更するものであります。

次に、第 4 条の地方債の補正でございますが、 10ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第 4 表地方債補正、変更は既定の地方債の変更で、上水道事業出資金ほか 6 事業につきまして、それぞれ事業費の確定等によりまして借入限度額を補正後の額に変更するものでございます。なお、変更によります市債の補正額は 1,060万円の減額となるものでございます。起債の方法、利率等は変更ございません。

それでは、歳入歳出補正の主な内容につきまして、補正予算説明資料によりご説明申し上げますので、概要の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに歳入でございますが、総務課関係といたしましては、主なものは 6 款 1 項 1 目地方消費税交付金は、当初予算で見込みました 3 億円に対しまして、現在までの交付実績から最終交付見込額を推計した結果として 1,500万円の減額といたしました。

1 款 1 項 1 目地方交付税のうち普通交付税は、本年度の当初交付額決定に際しまして、減額調整されておりました 784万 1,000円を国の補正予算により追加交付されることになったものでありまして、特別交付税は当初予算で見込みました 3 億 5,000万円に対しまして、12月の交付実績や全国的な自然災害等に係る経費に重点配分される見込みから、最終交付額見込みを推計した結果といたしまして 3,000万円の減額といたしました。

1 款 2 項 1 目不動産売却収入は、市有地売却収入の 215万 3,000円の追加で、法定外公共物等 2 件の払い下げによるものであります。

次に、1 款 2 項 1 目基金繰入金は、交通安全対策推進基金繰入金を 144万円減額するもので、平成 16年度をもって解散をいたしました旧賀茂地区交通災害共済加入者への見舞金支払い額が確定したことによるものであります。

2 款 1 項 1 目衛生債の 300万円の減額から、2 ページの 2 款 1 項 9 目災害復旧債の 110万円の減額までの各目市債の減は、先ほど地方債の補正でご説明をしたとおりでございますので省略させていただきますが、事業の確定及び確定見込額により調整をするものであります。

次に、市長公室関係といたしましては、1 款 2 項 1 目総務費県補助金の 66万円の増額は、日露修好 150周年事業に対する補助金の増、2 款 4 項 2 目電算処理受託料の減額 94万 4,000円は、5 市町分の電算処理受託事業の終了に伴う事業費の確定による精算でございます。

次に、税務課関係といたしましては、1 款 1 項 2 目法人市民税 880万円の減額、3 ページをお願いします。1 款 4 項 1 目市たばこ税 400万円の減額補正は、現年課税分の調定見込額

により予算を調整させていただきました。

なお、市税全体といたしましては 1,280万円の減額補正で計上をさせていただきました。

16款 3 項 1 目総務費委託金は、県税徴収委託金 40万 6,000円の減額で、県民税の徴収実績見込額の減等によるものであります。

次に、健康福祉課関係ですが、主なものは 15款 1 項 1 目民生費国庫負担金の 1,229万 7,000円の増額と、16款 1 項 1 目民生費県負担金の 420万 2,000円の減額は、保険基盤安定事業による国・県の交付額決定によるものであります。

次に、福祉係関係でございますが、主なものは 15款 1 項 1 目民生費国庫負担金の 220万 7,000円の減額から、4 ページ、16款 2 項 2 目民生費県補助金の 117万 4,000円の減額は、それぞれ補正内容欄に記載の施設支援費や児童手当の対象者の増減により、各事務事業の精算及び歳出の実績見込みに伴う歳入補正でございます。

次に、子育て支援係ですが、主なものは 13款 2 項 1 目民生費負担金の 620万 7,000円の追加で、保育料の収入増によるもの、15款 1 項 1 目国庫負担金の 280万 5,000円と、16款 1 項 1 目民生費県負担金の 140万 3,000円の追加は、民間保育所の入所児童の増により国県負担金が増額となるものです。

16款 2 項 2 目の民生費県補助金は 30万 4,000円の追加で、内訳は補正内容欄に記載のとおりであります。

次に、5 ページ、健康づくり係でございますが、13款 2 項 2 目衛生費負担金は第 2 次救急医療運営にかかわる構成市町の負担分ですが、16款 2 項 3 目県補助金の確定により減額となるものであります。県補助金は 62万 7,000円の追加で生じ、救急分が継続されたことにより、15款 1 項 2 目衛生費国庫負担金、16款 1 項 2 目衛生費県負担金は、それぞれ 48万円の減額で、保険事業費の減額に伴うものであります。

2 款 5 項 5 目雑入は、内容欄記載のとおり各健康診査の実績に伴い減額するものであります。

次に、5 ページから 6 ページの商工観光課でございますが、2 款 5 項 5 目雑入のうち信用保証料返戻金を計上してございます。

次に、農林水産課関係ですが、主なものは 16款 1 項 4 目農林水産使用料の 120万円の増額は、あずさ山の家使用料の増、16款 2 項 4 目農林水産業費県補助金は 133万 3,000円の減額補正で、中山間地域等直接支払事業の確定による 136万 3,000円の減額と、新たに農地集積総合対策事業費の 3 万円を追加しております。

17款2項1目不動産売払収入は 50万 4,000円の補正で、市営造林事業の流木、立ち木の売り払い収入であります。

18款1項6目農林水産業費寄附金は 50万円の補正で、みどりの基金への寄附金であります。

次に、建設課関係でございますが、主なものは 14款1項6目土木使用料の 158万 8,000円の減額は都市公園使用料の減、 15款1項3目災害復旧費国庫負担金は 204万 6,000円の減額で、平成 17年 8月 25日発生の土木施設災害復旧事業費の確定によるもの、7ページの土木費寄附金の 148万 5,000円の減額は、県営急傾斜地崩壊対策事業費の減により、受益者よりの寄附金が減となるものであります。

24款5項5目雑入は保険金受入金の 119万 9,000円の追加で、昨年度発生いたしました風害による下田公園立ち木の保険金を受け入れるものであります。

次に、教育委員会学校教育関係でございますが、 15款2項5目教育費国庫補助金の 39万 9,000円の減額は、小中学校の理科振興費の減で、 18款1項4目教育費寄附金の 1,000万円は北海道登別の野口さんより、教育振興に充てるためとして本年度も寄附をいただいたものであります。

次に、教育委員会生涯学習課関係でございますが、 14款1項7目教育使用料は市民文化会館使用料の 250万円の減額、 18款1項4目教育費寄附金の 9万 9,000円は図書購入に充てるためとして寄附をいただいたものであります。

次に歳出でございますが、まず 8ページの総務課関係でございます。

主なものは 2款7項1目旧賀茂地区交通災害共済組合見舞金支給事務の 144万円の減額は見舞金の金額確定によるもの、 8款1項3目箕作地区コミュニティー消防センター整備事業は、事業完了によります精算額の減額を計上いたしました。それ以外の各歳出補正は補正内容欄に記載のとおりであります。

12款1項1目一般会計予備費は 483万円の追加補正で、歳入歳出予算の調整額でございます。

次に、市長公室関係でございますが、 2款1項1目総務関係人件費の 54万 9,000円の追加は、退職手当組合特別負担金が主なもので、 2款1項2目人事管理事務は、臨時職員の共済費が 90万円の減額となっております。

2款9項1目の電算処理事業は歳入でもご説明いたしましたが、旧南伊豆総合計算センターの 5市町分の電算処理受託事業の終了に伴う事業費の確定による精算でございます。

2款9項2目新電算システム構築事業の 370万円の減額は、債務負担行為の変更の際に説

明をいたしました、クライアントサーバーシステム機器リース料の契約差額の減額補正であります。

次に、市民課関係でございますが、2款3項1目戸籍住民基本台帳事務は人件費の98万円の減額で、住民基本台帳ネットワーク事務は、事務執行に必要な機器の移設経費を工事請負費から委託料に組み替えるものでございます。

次に、9ページの環境対策課関係でございますが、主なものは4款3項6目南豆衛生プラント組合負担事務の2,820万円の減額は、予定いたしました事業の一部を翌年度に実施することとしたためでありまして、4款4項1目水道事業会計繰出金は305万4,000円の減額で、配水池の耐震診断補助金及び老朽管更新事業の出資金の減額となっております。

次に、健康福祉課関係でございますが、主なものは3款1項1目保険基盤安定繰出金は、事業費の確定により1,079万4,000円の追加、3款2項1目老人福祉施設入所措置事業の800万円の減額は入所者の減等によるもの、3款7項1目国民健康保険会計繰出金は、財政安定化支援事業費の確定による追加であります。

福祉係につきまして、主なものは3款1項2目身体障害者施設入所支援事業の102万8,000円の減額は施設支援費の減により、在宅身体障害者援護事業の376万8,000円の減額は、重度心身障害者医療費、更生医療費の減等であります。

次に、子育て支援係は、3款3項3目公立保育所管理運営事業の293万4,000円の減額は、臨時賃金及び賄材料費の減額、10ページの4目民間保育所事業の184万8,000円の増額は、内容欄記載のとおり、入所児童の確定による保育所運営費の322万4,000円の増額と、多様な保育推進事業の確定による補助金の137万6,000円の減額によるものであります。

次に、健康づくり係は、主なものは4款1項1目保健衛生総務事務の132万5,000円の減額は人件費の減、4款2項1目老人保健事業の723万8,000円の減額は、事業の実績に基づく報償費及び健康診査委託料の減額、4款2項3目老人保健特別会計繰出金の900万円は、老人保健医療給付費の増額により、負担割合に基づき増額をするものであります。

次に、観光商工課関係でございますが、6款1項2目中小企業金融対策事業の126万円の減額は、経済変動対策特別資金利子補給及び小口資金金利差額補給の補助金額が確定したことによる精算であります。

次に、農林水産課関係でございますが、主なものは5款1項3目農業振興事業及び中山間地域等直接支払事業の増減額は、歳入でご説明いたしました県補助金の確定による事業費の調整額を計上し、5款2項2目換地計画事業につきましては17万5,000円の減額でございま

すが換地業務委託の減額を、また、5款3項2目市営分収林事業は歳入で説明いたしました市営造林事業の立ち木の売り払い収入を、分収契約に基づき地主へ交付金を計上いたしました。

5款3項5目みどりの基金は、寄附金50万円を新たに積み立てるものであります。

次に、11ページの建設課関係でございますが、主なものは7款2項2目計上の県単道路整備事業負担金を初め県営街路事業負担金、急傾斜地崩壊対策事業負担金の事業費確定による減額、7款5項2目伊豆縦貫道建設促進事業は、都市計画原案策定業務委託料の185万円の減額であります。

7款5項4目都市公園維持管理事業は、振興公社施設管理委託料83万8,000円の増額で、敷根公園温水プールの燃料費高騰によるものであります。

10款2項1目公共河川災害復旧事業、10款2項2目道路橋梁施設災害復旧事業、10款2項4目単独道路橋梁施設災害復旧事業は、平成17年8月25日に発生いたしました災害の復旧事業費で、事業執行による不用額でございます。

次に、出納室関係でございますが、これにつきましては人件費の減額であります。

次に、教育委員会学校教育課関係でございますが、主なものは9款1項6目奨学振興基金の1,000万円の追加は、先ほど歳入でもご説明をいたしました野口さんよりの寄附金を基金に積み立てるものであります。

9款2項1目小学校管理事業の12万2,000円の追加は、修繕料の増額と事業執行による不用額との増減によるものであります。

9款2項2目小学校教育振興事業から9款3項2目中学校振興事業までは、国庫補助金の確定による理科備品の減額と、その他事業執行による不用額による減額となっております。

9款4項1目幼稚園管理事業は人件費の減額が主なもので、9款7項1目学校等給食管理運営事業は修繕料の追加が主なものであります。

次に、生涯学習課関係でございますが、9款5項6目図書館管理運営事業の9万9,000円の追加は、先ほど歳入でもご説明をいたしました寄附金を、図書の購入に充てるための補正であります。

9款6項2目吉佐美運動公園整備事業の154万9,000円の減額は、事業完了による精算額の減額であります。

9款8項1目市民文化会館管理運営事業は、中央監視機器改修工事の事業完了による精算額の減額であります。

以上で平成 17年度の下田市一般会計補正予算（第 9 号）についての説明、概要を終わらせていただきます。

引き続きまして、特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

まず、議第 9 号 平成 17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）でございますが、予算書の 61ページ及び説明資料の 13ページをお開きをいただきたいと思います。

今回の補正は、一般会計繰入金等歳入が増額見込みのため補正をさせていただくものであります。

第 1 条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 595万 1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32億 8,340万 9,000円とするものでございます。

第 2 項の歳入歳出予算の補正の内容につきましては、説明資料により説明をさせていただきます。

資料の 13ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入補正でございますが、3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金は 1,907万 6,000円の減額で、療養給付費の決算見込額の減額によるものであります。

5 款 1 項 3 目県財政調整交付金は 978万 4,000円の増額で、普通交付金は 21万 6,000円の減額、特別交付金は 1,000万円の追加交付見込みとなっております。

8 款 1 項 1 目一般会計繰入金は保健基盤安定繰入金、財政安定化事業繰入金で、1,524万 3,000円の追加となっております。

歳出補正は事業費の補正はありませんので、追加補正をした歳入を調整額といたしまして予備費を増額するものでございます。

次に、議第 10号 平成 17年度下田市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、予算書の 71ページ及び説明資料の 14ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正は、医療給付費が増額見込みのため補正をさせていただくものでございます。

第 1 条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30億 3,906万 7,000円とするものでございます。

第 2 項の歳入歳出予算の補正の内容につきましては、説明資料によりまして説明をさせていただきます。

14ページをお願いいたします。

まず、歳入補正でございますが、歳出の医療給付費が1億 3,000万円の追加補正見込みのため、それぞれの負担割合のルールに基づき、支払基金、国庫・県支出金、一般会計繰入金を医療給付費の見込額に応じて調整をしたものでございます。

1款1項1目医療費交付金は7,300万円の追加、2款1項1目国庫負担金は3,800万円の追加、3款1項1目県負担金は950万円の追加、4款1項1目一般会計繰入金は900万円の追加をするものでございます。

歳出補正は、1款1項1目老人保健医療給付費が、これまでの支出実績及び今後の支出見込みによりまして1億 3,000万円の追加補正をするものであり、4款1項1目老人保健予備費は歳入歳出調整額といたしまして50万円を減額するものであります。

次に、議第11号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算（第5号）でございますが、予算書の82ページ及び説明資料の15ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,262万6,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の内容につきましては、説明資料によりまして説明をさせていただきます。

次に、第2条の債務負担行為の補正でございますが、85ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正、変更でございますが、2項新電算用介護保険システムサーバーリース料は、当初の事業予定額219万円を8万6,000円に変更するもので、入札執行によります契約金額との精算でありまして、それに伴い、平成17年度予算計上額2万9,000円を3万円に、平成18年度以降に支払う金額19万1,000円を8万6,000円に変更するものであります。

15ページをご覧ください。

まず、歳入補正でございますが、3款2項2目介護保険事業補助金の2万8,000円の減額は、補正内容欄記載の各事業費の確定によるものであります。

8款1項2目その他一般会計繰入金は、一般会計が負担すべき職員給与費と事務費につきまして、対象額の変更に伴い72万4,000円減額するものであります。

歳出補正は、1款1項1目介護保険総務事務は人件費の減、介護保険電算システム整備事業は、新規に導入いたします介護保険システムサーバーリース料の契約差額の減、1款3項1目介護認定審査会事務と2目認定調査等事務は、雇用額の減額をいたすものであります。

次に、議第12号 平成17年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます

が、予算書の 95ページ及び説明資料の 16ページをお開きいただきたいと思います。

第 1 条の歳出予算の補正でございますが、歳入の補正がありませんので、補正の内容は説明資料によりさせていただきます。

資料の 16ページをご覧ください。

歳出補正は、1 款 1 項 1 目下水道使用料賦課徴収事務の 23万 4,000円の追加で、下水道使用料は水道料金とあわせて徴収事務を行っている関係で、水道事業会計で導入する新システム経費の一部を負担するものであります。

4 款 1 項 1 目下水道予備費の 23万 4,000円の減額は、歳出予算の財源調整額であります。

以上で 4 件の特別会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（森 温繁君） 番外。

水道課長（磯崎正敏君） それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明いたします。

お手元の水色の水道事業会計予算書のご用意をお願いいたします。

議第 13号 平成 17年度下田市水道事業会計補正予算（第 4 号）でございますが、予算書の 1 ページをお開きください。

補正（第 4 号）の主な内容でございますが、収益的収入及び支出に関しましては、支出で、業務費の新電算システムに伴うカスタマイズの追加による増額、資本的収入及び支出におきましては、支出で、浄水場耐震実施設計を次年度以降に委託設計を変更することによる減額が主たるものでございます。

まず、第 1 条でございますが、平成 17年度下田市水道事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるものでございます。

平成 17年度下田市水道事業会計予算第 2 条を次のとおり補正するものとしまして、（ 4 ）主要な建設改良事業、改良工事費 4 億 1,720万 8,000円を 4 億 1,090万 8,000円に改めるものでございます。

第 3 条を次のとおり補正するものとしまして、収入で、第 1 款水道事業収益 18万円を追加し 7 億 2,496万 2,000円に、その内訳といたしましては、第 1 項営業収益を 23万 4,000円追加し 7 億 2,262万 4,000円に、第 2 項営業外収益を 5 万 4,000円減額し 233万 7,000円にするものでございます。

支出で、第 1 款水道事業費用 184万 6,000円を追加し 6 億 9,922万 5,000円に、その内容といたしまして、第 1 項営業費用を 16万円追加し 5 億 3,651万 5,000円に、第 2 項営業外費用を

23万 6,000円追加し 1 億 5,371万円とするものでございます。

2 ページをお願いします。

第 4 条資本的収入及び支出でございます。

予算第 4 条本文括弧書き中「不足する額 2 億 8,994万 4,000円」を「不足する額 3 億 464万 4,000円」に、「当年度分消費税資本的収支調整額 1,953万 5,000円」を「当年度分消費税資本的収支調整額 1,923万 5,000円」に、「減債積立金 5,621万 6,000円」を「減債積立金 7,121万 6,000円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入で、第 1 款資本的収入を 2,100万円減額し 3 億 936万 8,000円に、内訳といたしまして、第 1 項企業債を 1,800万円減額し 2 億 6,100万円に、第 2 項他会計からの出資金を 300万円減額し 2,900万円とするものでございます。

支出で、第 1 款資本的支出を 630万円減額し 6 億 1,401万 2,000円に、内訳といたしましては、第 1 項建設改良費を同額減額し 4 億 6,360万 8,000円とするものでございます。

第 5 条は、予算第 6 条企業債を次のとおり補正するもので、限度額 2 億 7,900万円を 2 億 6,100万円に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明書で 3 ページをお願いします。

平成 17年度下田市水道事業会計 予算実施計画の収益的収入及び支出で、収入といたしまして、第 1 款水道事業収益を 18万円追加し 7 億 2,496万 2,000円に、内訳としましては、第 1 項営業収益を 23万 4,000円追加し 7 億 2,262万 4,000円に、内容といたしましては、3 目その他営業収益は下水道業務受託収益として同額追加し 1,193万 5,000円に、第 2 項営業外収益は 5 万 4,000円を減額し 233万 7,000円に、内容といたしまして、2 目他会計繰入金は配水地耐震診断の精算によって同額減額し 222万 3,000円とするものでございます。

支出といたしまして、第 1 款水道事業費用は 184万 6,000円を追加し 6 億 9,922万 5,000円に、内容といたしまして、第 1 項営業費用を 161万円追加し 5 億 3,651万 5,000円に、内容といたしましては、4 目業務費は委託料を同額追加し 4,763万円に、第 2 項営業外費用は 23万 6,000円を追加し 1 億 5,371万円に、内容といたしましては、2 目消費税及び地方消費税を同額追加し 553万円とするものでございます。

4 ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入として、第 1 款資本的収入は 2,100万円を減額し 3 億 936万 8,000円に、内訳といたしまして、第 1 項 1 目企業債を 1,800万円減額し 2 億 6,100万円に、

第2項1目他会計からの出資金を300万円減額し2,900万円とするものでございます。

支出として、第1款資本的支出は630万円を減額し6億1,401万2,000円に、内容といたしましては、第1項建設改良費を同額減額し4億6,360万8,000円に、内容としましては、1目改良工事費630万円の減額は、浄水場実施設計の委託の減額でございます。

5ページをお願いします。

平成17年度下田市水道事業会計資金計画でございます。

受入資金は2,105万4,000円減額で11億4,972万9,000円に、支払資金は469万円を減額し11億963万9,000円となり、この結果、資金残高は4,009万円を予定するものでございます。

6ページをお願いします。

平成17年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正(第3号)の予定貸借対照表に今回の補正(第4号)の補正予算額を増減したもので、7ページの末尾に記載してありますように、資産合計は60億5,101万7,000円となるものでございます。

次に9ページをお願いします。

9ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は60億5,701万7,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

10ページをお願いします。

平成17年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。

1の営業収益は、6億8,821万7,000円から2の営業費用5億2,787万8,000円を差し引きますと、営業利益は1億6,033万9,000円となるものでございます。

次に、3の営業外収益233万2,000円から営業外費用1億4,818万円を差し引きますとマイナス1億4,584万8,000円となり、この結果、経常利益は1,449万1,000円で、これに5の特別利益1,000円を加え、6の特別損失500万円と7の予備費400万円を差し引きますと、当年度純利益は549万2,000円を予定するものでございます。

以上、大変簡単でございますが、議第13号平成17年度下田市水道事業会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどをお願いいたします。

議長(森 温繁君) 議第8号から議第13号までについて当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第8号平成17年度下田市一般会計補正予算(第9号)に対する質疑を許します。

1番。

1番（沢登英信君） 補正予算書の43ページ、36事業のあずさ山の家の管理委託運営事業についてお尋ねをしたいと思います。

既にご案内のように、栄協メンテナンスさんの方へ4月1日から指定管理委託を指定するという形になっているかと思いますが、この時期に至りまして需用費 36万円の修繕料が補正予算されているわけですが、これはどこをどのような形で修理をしなければならない事態になったのかと。

それからまた、振興公社への管理委託料として 53万7,000円の補正が組まれているわけですが、これもあわせて需用費と委託料とどのような絡みで計上されたのかお尋ねをまずしたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

農林水産課長補佐（進士為雄君） あずさ山の家の運営費でございますけれども、修繕費 36万につきましては、4月から指定管理者に引き継ぐということで若干の修繕を行っております。当然、アパート等でも考えられるとおり、新たな入居者が来る場合は若干の修繕があるわけですが、その中の内容につきましては食堂のエアコンの修繕及び照明、もろもろのものがあるということでございます。

続きまして、委託料、振興公社の方に委託しております増につきましては 53万7,000円計上してありますけれども、使用者の増ということで、当然、使用者が増えることによる必要経費がかかってくる。光熱費及び臨時の賃金が増えたということでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） 指定管理に伴う修繕費だというご答弁ですが、これは そうしますと、指定の業者との立ち会いのもとにこのような修繕が必要という、こういう確認にまず至ったのかどうか、普段の状況の中で修繕が必要であったのかどうか。エアコンや照明等については既にそこで使用しているわけですので、なぜこの補正になったのかということと、もう一つ、工期的にこの予算を3月31日までということに、当然なろうかと思うわけです。そのような意味で、この指定管理についての一定の問題があるんじゃないかと。さらに、この修繕費が業者と相談していないということになりますと、新年度で修繕箇所や指定を直す箇所が出てくるのかどうか、そこら辺についてお尋ねいたします。

議長（森 温繁君） 番外。

農林水産課長補佐（進士為雄君） 修繕箇所につきましては、当然業者の方との立ち会いの

もとに、必要なところにつきましては修繕していくということでございます。

工期につきましては、先ほど金額的には36万程度ですから、この補正の中で通していただければ十分時間はあるというふうに思います。

議長（森 温繁君） 12番。

12番（大川敏雄君） 1件だけ質問させていただきたいと思います。

今回の補正でちょっと気になるのは、南 豆衛生プラントの組合負担事務で約2,800万強減額をしまりました。助役の説明ですと、当初17年度事業で予定したものが来年度になったんだと、そういうことで減額をさせていただくという提案がございました。これはやはりその事情について説明をいただかなくてはいけないと思います。したがって、その内容について説明いただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） プラントの新設を今しておりますけれども、敷根区との話し合いの中で、会議室をプラント内に設置する予定でしたけれども、現実的に南伊豆総合計算センターがなくなるということで、そこが敷根区との話で会議室に兼用できるということで、その建設費が不用額となって、来年度ですけれども、その建設費が南伊豆総合計算センターの購入になるかと思えます。今年はその事業が要らなくなったということで不用額となって、それで負担金が減りました。

以上です。

議長（森 温繁君） 12番。

12番（大川敏雄君） これは過去、一般質問でだれかが、むしろ計算センターの跡をご利用の方がいいのではないかと、それの方が財政的にもいいし、建物もしっかりして耐震診断も一応済んでいるようだ、それの上に立って十分対応できる施設ではなかるかという提案が、過去の一般質問でございました。その方向で対応するという事なんですが、これは計算センターのあの施設は、ご承知のとおり各自治体の構成で負担したものですよね。そうだとすると各組長の事前了解が必要なわけですよ、そうでしょう。具体的にはその辺の方向づけというのは十分時間があつたとは思いますが、東伊豆の例の問題でどうしても具体的に承諾を得られなかったので18年度までに延ばすということですか。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） まだ東伊豆の町長が今のような状況にならなかった前の話であります。東伊豆の町長が今のような状況になる前の部分で討議をされたものでございま

す。

議長（森 温繁君） 12番、いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

15番。

15番（土屋誠司君） 不動産売却収入のところにおきまして、立ち木売り払い収入について詳しい説明をお願いしたいと思います。というのは、この売り払い収入をみどりの基金の寄附金に充てたのかどうか、説明をお願いします。

議長（森 温繁君） 番外。

農林水産課長補佐（進士為雄君） まず、立ち木売り払いに関しましては、市営造林の分収林の切る時期とか売れる時期になってきたということで、50万4,000円売ったということです。そのうち市の取り分とか、個人との交付率との関係は6対4という形で予算計上をさせていただいております。

それと、みどりの基金についてはあくまでも個人からの寄附で、このこととは全然関係ありません。

議長（森 温繁君） 15番。

15番（土屋誠司君） たまたま金額が近いからそう思ったんですけれども。寄附金というのは、具体的に差しさわりのなかったらどこから寄附があったかというのを教えてください。

議長（森 温繁君） 番外。

農林水産課長補佐（進士為雄君） あくまでも個人ですから、ちょっと氏名の方は遠慮させていただきますというふうに思います。個人から寄附です。

議長（森 温繁君） よろしいですか。

15番。

15番（土屋誠司君） 指定寄附とか、どういう、ただみどりの基金に使ってくださいということですか、何か環境保全とか水を汚さないとか汚したとかそういう意味があって寄附したのか、それともただ純然たる、山とか水源とかそういうものを使ってほしいという寄附なんですか。その辺について。

議長（森 温繁君） 番外。

農林水産課長補佐（進士為雄君） 具体的に何をということはありませんけれども、みどりの基金のいわゆる目的ですか、設立の趣旨にあくまでも寄附したと。ですからその趣旨の内容にどう使われるかは、当然関係機関を通して使う方向を使っていけば問題ないというふう

に思います。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

13番。

13番（大黒孝行君） 1点お伺いしたいんですが、道路等河川災害復旧事業に関してですが、この災害の事故の起こった場所、そういうことの対応は完全になされて、こういう有利な予算が組めるときに直せなかったという、そういう事案はございませんか。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） 今回の災害復旧についての提案漏れは、とりあえず今のところはありませんが、今現在この2月、また雨が降っていますもので、それでまたあちこち多少あったところはありますけれども、この時点の提案漏れはございません。

以上です。

議長（森 温繁君） 13番。

13番（大黒孝行君） どの被害でどういう事情であったかちょっとわかりませんが、1件私の気のついたところでそういう部分がありましたもので聞いたんですが、ないという認識でよろしいですか、課長。1年度の災害等々で、そういうあれは今のところ全部クリアされたと。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） 要するに、終わった報告とかいろいろありますものですから、幾日までに報告だとかそういうことでやっておりますので、その後に多分出てきたとか、そういうものは多少あるかと思えますけれども、それはそれなりにできるものは委任工事等で処理していくわけですけれども、何かありましたら私の方へいただければ。

議長（森 温繁君） 13番。

13番（大黒孝行君） 1件気になったところがありますもので、そういうときに対応が遅れるとまた新しい負担がかかると、一応は災害の規定というのは起債も可能ですし、補助率も結構高いものですから、そういうときにやはり気配りと目配りをしっかりして、そして常日頃の体制をしっかりしていただきたいと。後でまた箇所に関しては申し上げます。

終わります。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後 1時 0分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

午前中に引き続き、議第8号に対する質疑を続けます。

1番。

11番（梅田福男君） 1ページの財産売上収入ですか、わずかでございますけれどもあるんですけれども、市民の財産が売り払われているわけでございますけれども、これは場所的にはどこになりますか。それで単価はお幾らぐらいになるんですか。不動産売払収入、土地売却収入というのがありますね。

総務課財政係長（鈴木俊一君） お尋ねの不動産売却収入ですね、予算書の23ページでよろしいでしょうか。1節の土地売却収入 215万3,000円、市有地の売却という説明でございますけれども、これにつきましては法定外公共物、地方分権の関係で旧赤線、青線、市の方に国の方から移譲されておりますけれども、その用途廃止に伴う払い下げが1件と、それから市有地を貸し付けてある方からの払い下げの申請に基づく売り払いが1件ということで、2件を予定しております。

1件の法定外公共物の売り払いにつきましては、下田市中字間橋というところ、今、河津建設さんのところで急傾斜の事業をやっているわけなんですけれども、その急傾斜の受益者に当たる方、ちょうど敷地の中には旧水路敷きが入っておりまして、それを払い下げをしてほしいということで、前段として建設課さんの方で用途廃止をした普通財産、私どもに引き継ぎをいただきまして、売り払いをするということでございます。単価的には平米単価で2万3,500円を予定しております。

もう1件は、場所的には下田市柿崎字大坪というところで、淡交荘、ご承知かと思うんですけれども、場所的にはその手前の左側になります。旧日銀の寮がありましたところの真下と市道との間になるわけなんですけれども、その一部を貸し付けをしている部分がございます。そちらについて、隣接土地を所有している方と同一で賃貸借契約をしているわけなんですけれども、その方から申し出がありまして払い下げをするというものでございます。そちらにつきましては平米単価が2万7,850円ということで予定しております。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

10番。

10番（小林弘次君） 助役さんか市長さんでも結構ですが、助役さんが説明されましたけれども、まず今回の補正予算で注目されたのは、9月の平成16年度の決算議会がございまして、厳しい財政状況下で大幅な市税ほかの滞納があると。これらを打開するために、市当局は何らかの対策を立てるべきだという、こういう決算の各委員の意見が出され、その間、市税においては助役を先頭に何百人という市職員を動員して滞納整理に当たる、あるいはこの市税納付に当たっては口座振替を推進すると、こういう形で、この平成17年度、この滞納問題、未納問題について市長、助役を先頭に取り組んできた。その結果が最終補正でどうあらわれているのかということを実は注目したわけですが、助役の説明によりますと、確かに千数百万円あった保育料が、担当課の皆さんの努力によってかなりの部分は解消されているという報告はございましたが、それらは一切ないと。ほかは一切ないと。この点に対する行政執行の成果と問題点は何であったのか、これをまず第1点お伺いします。

第2点は、厳しい財政状況下における歳入確保に当たって、まず第一に市長が心がけなければならないのは自主財源の確保であって、これは私が言うまでもなく、自主財源をどう確保するかということでございます。そういう点で2点目として、平成17年度に引き継がれるべき未収、未納というのはどう打開されたかということ、とりわけ市税、国保税等についてはどうなっているのかお伺いします。

次に3点目に、説明を聞いておりまして、交付税その他の減額というふうなことが、かなり今回の補正では出てきたということでございますが、これは国の方針として既に内示その他があったために補正という措置をとらざるを得なかったのかどうか、この点を3点目お伺いします。

4点目に、平成17年度から18年度に繰り越されるべきような財源というか繰越金というのはどの程度見込んでおられるのか、これが4点目です。

5点目に、先ほど来議論になっておりますところの新たなこととしまして、あずさ山の家の指定管理者、純粋な民間におけるところの指定管理者制度が平成18年度から出発する、指定管理に移行するに当たってのその間の諸整理というふうなものを、どうも当局は迫られているように思えるわけです。議論の節々にそういうことが見えるわけです。そこで、要するに民間での指定管理者に管理を移行するわけですが、それに伴う整備等が今後も膨大なものになるのか、これでおしまいになるのか、あるいはその他この指定管理に伴う施設の整備、例えば施設の一部を解体したり撤去したりと、こういうようなことが起きるのかどうか、この点を明確にしていきたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 1点目の市税関係でございますが、確かに滞納については今までも何度となく議論をされてまいりました。市長を初め私どもも、全精力をかけてこの滞納整理に動くということも約束をしてきました。そうした中で、小林議員言われたように口座振替、個別徴収等々やっております。そうした中では大きな実績といたしますか、今後その効果を残すことも含めまして努力をしているわけでございまして、今この1年度の滞納につきまして大きく前進したという経過は残念ながら得ておりませんが、必ずこれは18年度、19年度に影響がある今までの行動であったかと思えます。

それから自主財源の確保は、これはもう至上命令だと。大変な力を入れてやるべきだということについては、そういう認識を持ってやっております、18年度におきましては、これはまた後日審議をしていただきますけれども、収納率アップについても数字の上で明確にその努力をあらわそうということで、影響をさせております。

それから3点目の交付税につきまして、内示があったからかということでございますが、普通の交付税につきましてはそのような形になります。特交については3月が2回目の確定になりますけれども、これは先ほども報告いたしましたように、特交についてはやはり大きな災害等特別の要因があったところに手厚く交付するというので、ご承知のとおり雪被害ということで広い範囲にわたっての被害がありましたものですから、今の県との協議の推計の中ではこのくらい減額になるのかなということでございます。

それから、4点目の17から18の繰越財源はどの程度かということでございますが、現時点においては8,000万円を予定しております。

それから、5点目の指定管理者でございますが、今回若干の修繕費という形で予算計上させていただきました。今、指定管理者が議決をいただきまして指定管理予定者といいますが、4月1日からの指定管理者といろいろ担当課を中心に協議をしておりますが、あの施設を今後有効活用、誘客を増やすということであれば、それなりのやはり修繕、改築が必要だということは本人たちも言っておるところでございますけれども、これは自主財源、自分たちの財源でやりたいということで申し入れがあるようでございまして、前々からの議論の中でも選定委員会でそれらについての後の求償問題等を十分に決定した中で議論をすべきだということもありますので、選定委員会の中でそういうことのないような形での議論をし、最終判断をしたいと思っておりますが、そのような経過からすれば、今後大きな支出はないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 市長は滞納問題について、9月総務常任委員長・土屋勝利委員長の報告のあったとおり、300万あるいは500万以上の大口の滞納者が、人数わずかで3分の1強の滞納を抱えているという、こういう報告を受けまして、大口滞納者9人ほど呼んで、そしてその打開をお願いしたと、こういうことについて、本来ならばこの3月最終補正で明確にそういったものがあらわれてくるのが行政執行の常道であるわけです。そういうものが全然あらわれてこないわけです。これはともかくとしまして、そこで今回の説明の中で、やはり出色は1,100万円あった保育料が数百万解消されていると。これはやはり正當に評価されてしかるべきだと。そういうふうなことが一方であるわけですから、こういうことが大事ではないかと思うわけでございます。

そこで再質問でございますが、平成17年度の市税並びに国保税の、まだちょっと余裕がありますが、最終的な収納率というのはどの程度になるのか。概算で結構でございますが、大筋、大体この時点になれば平成18年度の予算編成ということがあるわけですから、大筋ではつかんでいると思いますが、どの程度になるのか回答していただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

税務課長（高橋久和君） それでは、17年度の最終的な市税等の徴収率はどのような感じかということでございます。

まず、最初の質問の中で助役さんがお答えさせていただきましたが、17年度に向けまして全庁の職員の協力を得まして、俗に言う滞納整理、それから11月については口座振替の推進ということでご協力いただきました。滞納整理については、実質的な収入額はそれほどございませんでしたが、口座振替の推進につきましては約1カ月間、約700件程度の口座振替の新たな加入をしていただくことができました。これが今後納期内納付ということで、徴収率にもはね返ってくるのかなというふうに思っております。

それから現状の見込みということでございますが、手元の資料といたしましては、1月月報でございますが、16から17年度に繰り越した滞納繰越分は、調定上約10億4,000万でございます。それが1月月報上は滞繰分だけで約1億6,000万ほどの収入が入っておりますので、滞繰の10億4,000万が8億8,000万ということで、現状の徴収率が15.25、対前年比6.67%滞繰分はアップしております。市税全体といたしましては、前年対比1.36のアップでございます。

それから、今年度最終見込みがどうかということですが、非常にまだ現年度分については出納整理期間、滞繰についてはあと 20日前後ということですが、現状からすると、滞繰分については 10%前後、対調定に対しての最終徴収率は 17%ぐらい見込めるのかなというふうに試算をしております。現年については、現状では 95%前後を確保できるように今努力をしております。市税全体といたしましては、その税目で多少の出っ込み引っ込みはございますが、最低限でも予算確保はしたいというふうに努力しております。

それから国保税の関係でございますが、これもやはり 1 月月報の状態にして、国保の滞繰分は、16から 17へは 3 億 6,000万円ほど滞繰としていたしましたが、1 月月報上約 4,500万円ほどの収入でございます。ただ、国保につきましては前年対比滞繰としては 2.05落ちております。国保全体といたしましても前年対比 0.6ほど、ちょっと厳しいということで、残された期間、国保を中心とした徴収に努力していきたいというふうに思っております。

それから、大口滞納者について市長等がどういう対応をしたかということですが、これも 12月の議会でもご説明させていただきましたが、俗に言う観光関連業者を中心とした大口の方々においでいただきまして、市長が直接今後の納付についてお話をさせていただきました。うち 1 件についてはいろんな事情がございまして、先般、全額納めていただきました。

それから、今まで現年分よりも納付が少なかった人たちについては、少なくとも現年分は年度内に、それから古い分についても、金額が人によっては相当の高額になっていますので、それを 1 回で完納というのはなかなか難しいわけですので、分納計画を持ちまして、できれば金額の大小ございますが、2 年ないし 3 年間の間には現年プラス古い分を完納していただくような納付計画を相手からいただきまして、それに基づいて今、徴収をしているところでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 大分詳細なというか、実情がリアルになってきたわけですが、まず滞納繰越分で 1 億円からの調定というか、見込みよりも増えているということは、3 月補正でそれは当然、これを見込まなければおかしいんじゃないでしょうか、これがまず第 1 点目です。

2 点目は、再確認したいと思いますが、山の家の民間に対する指定管理者に移行することについては、今後そう大きな財政出動というのは ないというふうに助役さん答弁され

ておりますが、これは一応確認としてそのとおりだということで、再確認したいと思います。  
ともあれ、今の税務課長さんのお話でいくと助役さん、これは今後の補正予算で市税の滞納  
繰越分を1億4,000万も増やさなければ、市の財政の状況を正確に反映した予算にならない  
んじゃないでしょうか、これはおかしな話ですよ。

議長（森 温繁君） 番外。

税務課長（高橋久和君） 説明がちょっと不足していたかもしれませんが、17年度の当初予  
算上の滞納繰越分の予算額は1億6,760万でございます。そして1 月月報上の収入済額が1  
億5,800万円ですので、そういう意味ではまだ対予算に対しては不足しておりますが、この  
中身としては当初予定をしていなかったものも入ってきておりますが、あと残された期間の  
間に、今言ったように、対予算を相当厳しく当初で見込みをさせていただきましたので、今、  
それに基づいてやっているというところでございます。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 先ほどの答弁に対しまして確認ということで、再度、山の家は今後大  
きな財政出動はないのかということでございますが、先ほども答弁しましたよう に、改築  
等々する場合は指定管理者自らの資金をもってやるということで、これについても選定委員  
会の中で、今までの議会での議論を踏まえた中での決断をしたいと思っております。ですか  
ら大きな財政出動はないと思っております。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第8号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたし  
ます。なお、人件費については総務常任委員会に付託いたします。

次に、議第9号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に対す  
る質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 国民健康保険の会計につきましては、この平成17年度、激論の末に  
大幅な引き上げがなされたわけでございます。その結果、どうも平成17年度の最終補正、こ  
の後専決予算があるといえはありますが、議会にかけられる補正については、助役さんの説  
明を聞いている限りは逼迫した様相はひとつもないわけですね。すごく潤沢な予算説明に聞  
こえるわけでございますが、会計上の潤沢さというのはどこからきたのか。

もう1点は、この時点で議論になったいわゆる新しい制度の導入において、国庫負担額の交付金の方で、県で保留されていた部分についての下田市での交付というのは、積算上正確に今回の補正予算に提案されているかどうか、この点だけお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

市民課長（河井文博君） 国民健康保険ですが、潤沢というよりもぎりぎりという形で今やっております、13億という一般の給付費を最初多く見過ぎではないかという話もありましたけれども、今あと2カ月ほど、1月と2月分が請求がくるということなんです、まだはっきりわかりませんが、それを平均にしてみても、大体2,000万円くらい上がるかなというような感じでやっていますが、1月2月というのはインフルエンザ等があります。その辺で、1回インフルエンザがはやりますと3,000万円とか4,000万円とかというふうな形で言われているものですから、1カ月の請求が大体今、1億600万から800万くらいのところで来ています。ですから1カ月の請求によっては赤字になったりとかということもありますので、その辺は何とも言えませんけれども、確かに基金等がもう何もないところで、一般会計の繰り入れもおぼつかないというような状況では、赤字という形には、国保運営をさせたくないということがあります。その辺で一生懸命やって、赤字にさせないような形でやっているわけですが、国の交付金等はあくまでも歳出の絡みでルール分という形でお金が入ってきますので、まだ交付金についてはあと2カ月分のものを待たないと確定ができないというようなことでございます。

今回、予算にあわせた申請額を出しまして、ちょっと減額になっておりますけれども、7月頃には確定という形でくるということでございます。まだあと残りがあります。3月補正というのは大体もうある程度様子がわかってきていると、8分目9分目はわかってきているというようなことだと思いますけれども、決算を待たないとはっきりわからないというのがこの3月の補正予算のことだと思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 別に赤字にした方がいいなんてことは言ってるわけではございませんから誤解のないように、課長さん。ただ、今回の平成17年度の国保税の引き上げに当たって大きな議論になったのは、引き上げすべきであったのか、それともわずかな、例えば引き上げしないあるいはそれほど大幅に引き上げなくても可能であったのか、ではなかったのかと、こういう一つの私たちが少数意見であったけれども、そういう意見展開をしたわけです。

修正案まで提案してこれには出したわけです。結果としてどうなったのかというのは、やはり我々も当然注目しているわけです。当然我々の思想の方が正しかったのか、それとも多数の意見の方が正確であったのか、これは結果が出るわけです。

そこで一つの議論となったのは、交付制度が県が1%あるいは2%留保すると、これを見込むなということできていたわけです。したがって私があれしたのは、その県が留保したものはどういう最終補正で予算措置になっているのかと。その上で平成17年度のこの国保会計というものが、僕はこのままでいったら相当の黒字になるだろうというふうな予感がするから、そういうことをあれしているわけです。

しかし、もう一つはこの状態でいきますと、少数の人たちが国保税を負担して、かなりの人たちが国保税を払わなくて悠々としているという、極めて不公平な事態がさらに拡大する、こういう最終補正ではないかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

市民課長（河井文博君） 先ほどの県の調整交付金の話ですけれども、当初はゼロということで予算を組んでいました。9月の県の議会で条例ができて、それについて要綱等が決まりまして、それに基づきますと、これは県の特別交付金というのは1%分ございます。県の持っている金額が19億2,200万円、これを県内の各市町の保険者に配分するということなんです。配分の項目ですけれども、まず軽減対象被保険者数、市町村の所得水準が低い人たちがどのくらいいるかというこれが一つの項目、もう一つが70歳から74歳の被保険者数、これが高齢者ですが、高齢者がどのくらいの加入割合が出ているかということ、それから以下ですけれども、保険者の経営努力を評価するものということで、保険事業とかレセプトの点検とか、税の収納率の確保・向上対策とか医療費通知その他というような項目になっていて、今回3番目以降、要するに保険事業とかレセプト点検というのはガイドラインがありまして、これ以上でない補助金はくれないよということなものですから、うちの方で今回補正で出させてもらいました1,000万円ですが、1番の軽減対象被保険者数、市町村の所得水準とか高齢者の加入割合に基づきまして申請したのが1,000万円ということで、歳入補正ということで提出させていただきました。

本来ですと2%ということでもらえればいいんですが、1,000万円ぐらいが、まだ確定したわけではなくてこれは申請中なものですから、1,000万円ぐらいということで出させてもらいました。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 9 号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議第 10 号 平成 17 年度下田市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 10 号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

次に、議第 11 号 平成 17 年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）に対する質疑を許します。

10 番。

10 番（小林弘次君） この全員協議会において、介護保険の新たな制度展開をしなくてはならんということで、健康福祉課長から今後の施策の概要について報告がございました。

今回その施策を、要するにこれからの介護保険のありよう、あるいは経費の負担と、こういうものを検討するに当たって、今年までの 3 年間の総実績というものがやはり大きな参考になるのではないのかというふうに思うものでございます。そこで、最終補正段階で、3 年前の介護保険の計画に基づくところの実績というのはどうであったのか、これをまず第 1 点お伺いいたします。

その実績の中で、私は全協ではちょっと間違えましたが、介護保険制度は 50%を被保険者が負担し、残りの 50%を公費で負担する、その 50%の半分すなわち 4 分の 1 は国が出し、さらに残りの 4 分の 1 の 2 分の 1 ずつを県と市町村が負担する、したがって下田市の負担は総費用の 12.5%ということになるわけですね、県が 12.5%、下田市が 12.5%。したがって、この 3 年間の下田市の総負担というものが幾らであったのか。

さらにもう 1 点は、この期間の 1 号被保険者の保険料の総額というものは幾らであったのか。この点について概算の数字で結構でございますが、今後の本 3 月定例議会における介護保険条例についての審議あるいは当初予算の審議にとって大事な点が ございますから、その点をひとつ教えていただきたいと。

さらに加えて、膨大な、説明ではちょっとわかりにくい面等があると思いますが、もしこの間の 3 カ年の実績と評価についてのきちとした資料的な分析をしてあるとするならば、

その資料をぜひ全議員に配っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 介護保険事業につきましては、現在第2期の最終年度ということでございます。

第1期につきましては、想定した計画値から比べまして46.4%という執行率でございます。第2期につきましてはこれらの反省を踏まえた上で、広報、PR等住民への周知を図りながら運営させてきていただきまして、本年度の決算見込みでございますけれども、計画値に対しまして約93%という執行の見込みでございます。

先ほど保険の財源につきまして議員さんの方からお話ございましたけれども、確かに1号被保険者、2号被保険者でそれぞれ50%を負担しておりまして、残りの50%につきましては20%を国、さらにプラス5%の調整交付金というのを含めまして25%が国、残りの25%のうち12.5%を市と県で受け持っているというものでございまして、2期の給付費の見込みが38億3,880万円という形で予想しております。ですから、市の負担はこれの12.5%ということでご理解いただきたいというふうに思います。

それから、この3カ年の実績と評価につきまして、それぞれの要介護度の推移とかあるいは給付のサービスの内容等につきまして、手元に資料がございませんが、できる限りの資料として皆様にお示ししていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第1号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。なお、人件費については総務常任委員会に付託いたします。

次に、議第12号 平成17年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） これもちょっと厳しい議論でございますが、平成17年度末の大体の推計が出ていると思いますが、下水道料と、そしてあと負担金等の未納、未収というのは、大体平成17年度末でどの程度になるでしょうか。もしわかったらその点を教えていただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

下水道課長（長友重一君） 下水の使用料の未納が、繰越分と現年分を入れて 1,400万ちょっとになっていると、昨日の段階で思いました。受益者負担金についてですが、ちょっと申しわけないですけども、受益者負担金の分について今詳しい資料がないものですから、後日の議会のときに議員の方に報告させていただきます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） お調べの数字でいいですが、3,000万円ぐらいが大体受益者負担とそして使用料の未納という具合に概算、とらえていいでしょうか。数字がないと言ったけれども、お調べで...

議長（森 温繁君） 番外。

下水道課長（長友重一君） 確かな数字は言えないんですが、小林議員の言っている数字が近い数字ではないかと思っています。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 12号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

次に、議第 13号 平成 17年度下田市水道事業会計補正予算（第 4号）に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 注目される報告は、平成 17年度におけるところの事業として、これは自分が主張したことでございますが、水道諸施設の耐震調査を実施し、そして配水池の耐震調査を行ったと、こういうご報告がございました。

質問の第 1点は、どの配水池を調査し、恐らく中にある 5,000トンタンクなのかどうかよくわかりませんが、配水池の耐震調査の結果ということについて、一応どういうものであったのか概要を説明していただきたいと思います。

第 2点目に、建設改良事業において、いえば今回起債の減額、建設改良事業においては、起債を減額して、そして補てん財源を減債積立基金というのでやるということですが、繰越剰余金等を含めて減債積み立てがそれほど可能でしょうか。この 2点どうでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

水道課長（磯崎正敏君） 1問目の配水池の耐震の設計について、やった箇所については下田配水池と武山配水池でございます。前回、一応耐震はやっているんですけども、今、耐震の新基準というのが、平成7年阪神・淡路大震災が起きてから基準が変わりまして、かなり厳しい状態になったという形で、その耐震の基準でもらった結果、下田配水池も武山配水池ももたないというような結果が出ております。これについてはまた、今後どのようにするか、今考え中でございます。

それから、2番目の建設改良の関係でございますけれども、今、起債の減額という話がありましたけれども、大きいものは起債には建設改良費委託も含まれて起債を借りているような形にしております。今回浄水場の委託の中で、場内の管の整備の委託を発注する予定でいたんですけども、浄水池という池があるんですけども、その設計の位置等の形のものが、ある程度見えていないもので、今回取り下げようという形で取り下げて、新年度に新たに盛ろうという形にさせてもらっております。それについては、浄水池のものも設計委託の方に盛り込んでいます。

減債積立金の関係については、前、長期計画をお話ししたと思うんですけども、長期計画の中で減債積立金については、今の金額では16年度決算においては1億4,600万ほどありますもので、十分可能だということでございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） ただいまの水道課長の答弁は、事態の深刻さをさらりと述べたわけですが、いわゆる下田の上水道の一つの心臓部のようなものですね、中の配水池、あるいは武山の配水池。この心臓部がお聞きのように耐震調査の結果、極めて危険な状態にあると、もたないという表現をされましたが、言いかえれば極めて危険な状態にあると。これは大変な事態なんですよ。これはどんなことがあっても即刻対応しなくてはならない案件だと思います。これはやはり今後の、自分としては当初予算審議、今回の3月議会の最大の問題点になるだろうというふうに思います。

そこで市長並びに関係課長さんをお願いしたいと思いますが、この耐震調査結果についての詳細は私たち見てもわからないと思いますが、一応、調査報告書等をやはり全部の議員に公開して、議論を幅広く起こすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 水道課長、番外。

水道課長（磯崎正敏君） 水道課については下田配水池と武山についてはありますもので、これについては出しても構わないと思っております。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 13号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

議長（森 温繁君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

明日 8 日はそれぞれの常任委員会審査をお願いし、本会議は 9 日午前 10 時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 1 時 4 4 分散会